修正は、次の式に等しいフリーボードに加えるものとする。

$$\frac{l \times b \times d_s}{0.85 D_{min} \text{での水線面積}}$$

第三十三規則　船楼の標準の高さ

船楼の標準の高さは、次の表に掲げるものとする。

表33．1

L（メートル）	標準の高さ（メートル）	
	低船尾楼	その他の船楼
30以下	0.9	1.8
75	1.2	1.8
125以上	1.8	2.3

中間の長さに対応する標準の高さは、一次補間法によって求めるものとする。

第三十四規則　船楼の長さ

(1)　(2)に規定する場合を除くほか、船楼の長さ（S）は、長さ（L）の範囲内にある船楼の部分の平均の長さとする。

船楼隔壁に屈折部を設けている場合には、船楼の有効長さは、平面図における屈折部の区域と同等の面積を屈折部の長さ方向の中央位置における船楼の幅によって除した数値を減じなければならない。屈折部が船体中心線について非対称である場合には、当該屈折部の最大の部分は、船舶の両側にわたっているものとみなす。屈折部は、甲板で覆うことを要しない。

(2)　閉囲船楼の端部隔壁が船楼の両側部との交点からなだらかな凸状の曲線を形成している場合には、同等の平面隔線を基礎として船楼の長さを測ることができる。この場合には、その平面隔壁は、実際の隔壁の前後方向のわん曲量の三分の二の位置にあるものとする。考慮することができる最大のわん曲量は、船楼側部と曲線状の端部との交点における船楼の幅の二分の一とする。

船楼に延長部があり、当該延長部が船体中心線の両側に少なくとも船の幅の三十パーセントの幅を有する場合には、同等の船楼隔壁が放物線状であるとみなして、船舶の有効長さを増加させることができる。この放物線は、船体中心線で延長部から始まり、実際の船楼隔壁と延長部の側壁との交差部を通り、船舶の両側まで達するものとする。当該放物線は、船楼及びその延長部の境界内に完全に含まれていなければならない。

船楼が船側の内側から第三規則(10)に基づいて認められる限界まで設けられている場合には、同等の隔壁は、船楼の実際の幅（船舶の幅ではない。）に基づいて計算すべきである。

(3)　傾斜した端部隔壁を有する船楼は、次の方法で取り扱うものとする。

(a)　傾斜がない部分の船楼の高さが標準の高さに等しいか又はそれより小さい場合には、長さSは、第三十四―一図に示すとおり得られるものとする。

(b)　高さが標準の高さより大きい場合には、長さSは、第三十四―二図に示すところにより得るものとする。

(c)　(a)及び(b)の規定は、基線に対して傾斜が十五度以上のときについてのみ適用する。当該傾斜が十五度未満の場合には、その形状は舷弧として取り扱うものとする。

第三十四―一図　標準の高さに等しいか又はそれより小さい船楼の高さ

第三十四―二図　標準の高さより大きい船楼の高さ